

# 第5章

## 快適な暮らしを支える 生活基盤の整った島

- 交通ネットワークの機能向上
- 快適な居住環境の形成
- 災害に強い島づくりの推進
- 安全で安心できる島づくりの推進
- 地域をつなぐ情報通信基盤の活用
- 定住化対策の推進

## 第1節

# 交通ネットワークの機能向上

施策効果をはかる項目	基準値 平成22年度(2010年)	目標値 平成28年度(2016)
誰にでも優しい道づくり (道路改良率の向上)	65%	68%
総合バスターミナル(仮称)の建設	未	完成
伊良部大橋の早期開通・予算ベースの進捗率(県事業)	68.8%	100%

### 現状と課題

- ① 本市の市道本数は、1,556本で、道路改良率は65.0%となっており、沖縄県内においては、比較的高い水準にあります。しかしながら、幅員が狭小な道路や冠水により交通に支障をきたしている箇所が多く確認されており、交通の安全性、利便性を確保する観点から、その改善が必要となっています。

今後は、道路の効率的な維持管理に努めながら、市民との協働による道路の維持管理に取り組むなど、新たな取り組みを展開する必要があります。

また、高齢者や障がい者も含め、誰にでも優しい道づくり(ユニバーサルデザインの導入など)を基本に、より快適で利便性のある道路の整備を進める必要があります。

- ② 本市には、市民や観光客が移動手段として利用する公共交通機関として、陸上交通はバス会社3社が運航しており、海上の船舶航路は平良-佐良浜間に2社、島尻-大神間で1社が運行しています。

近年では、世帯で所有する自動車台数の増加や医療・福祉施設等による送迎サービスの増加にともない、路線バスの利用者数は減少しており、今後は、住民生活に即した運行路線の見直しなど抜本的な対策が求められています。

また、離島航路の島尻-大神間は、従来より貨客が少なく(需要が少なく)、独自での航路の維持が困難な状況にあるため、行政支援により船舶航路が維持されており、地域住民の日常の生活や交通手段を確保する観点から、今後も支援が必要となっています。

施策の  
基本方針 1

交通ネットワークの機能向上に向け、誰にでも優しい道づくりを基本に、市民にとって快適で利便性のある道路整備と効率的な維持管理に努めます。

施策の推進

- ① 交通ネットワークの機能向上を図るため、幹線道路、通学路、歩道などの整備を図ります。
- ② シルバーゾーン広報板、道路段差の解消、点字ブロックを設置など、人に優しい道路環境の確保に努めます。
- ③ 快適な道路環境を確保するため、交通に支障をきたしている箇所の修繕を重点的に実施します。
- ④ 道路清掃など道路の維持管理について、市民と協働した取組を検討します。

施策の  
基本方針 2

公共交通機関の維持と効率的な経営を推進します。

施策の推進

- ① 伊良部大橋開通を見据えた路線バスの運行体系の見直しや総合バスターミナルの建設及び今後のあり方について検討を図り、住民生活に即した利便性の高い公共交通路線の再構築を推進します。
- ② 離島船舶航路を維持・確保するための支援を図ります。



【大神島航路/スマヌかりゆす】

## 第2節

# 快適な居住環境の形成

## <1 快適なまちづくり>

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
県営広域公園の整備採択	未採択	整備採択
墓地基本計画（仮称）の策定	未策定	策定

### 現状と課題

- ① 本市における公営住宅は、市営住宅が 1,410 戸、県営住宅が 1,019 戸で公営住宅入居世帯数は市全体の世帯数の約 1 割を占めています。

近年では、核家族化の進展により、世帯戸数は増加傾向にあります。そのような中、数多くの民間賃貸住宅が建設されており、住環境の整備は着々と進んでおります。今後は、既存の公営住宅の計画的な整備（建替・修繕・改修）を進め、より快適な住環境を整えていくことが必要です。

- ② 本市では、既成市街地が不形成であるため、災害時の迅速な対応が困難な状況にあり、また、スプロール化<sup>\*1</sup>により無秩序に市街化が進展していることなどから、土地の区画形成、道路、下水道、公園、その他の公共施設も含めた周辺地域の一体的・複合的な整備を促進するための事業を導入し、計画的な市街地の形成に努めています。

近年は、高齢化が急速に進展しており、今後は、公共交通機関、建築物、道路、公共施設などを一体的にバリアフリー化する取り組みを進め、市民にとってより快適な居住空間を形成していくことが必要となっています。

※ 1 スプロール化……都市の発展拡大に伴い、郊外に向かって市街地が拡大し、その際に無秩序な開発が行われること。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を指す。



【まちあるきで道路の段差や凹凸をチェック】

## 第5章

快適な暮らしを支える  
生活基盤の整った島

- ③ 公園は市民の憩いの場であるとともに、スポーツを楽しむ場として利用されている他、災害時の避難場所としての役割を担っています。

本市には、85箇所、面積にして約144.4haの公園が整備されており、公園の数や面積は必要最低限の水準以上に達成しています。

今後は、公園の効率的な維持管理を図るとともに、エコ公園や災害時の防災機能を持ち合わせた公園整備を図るため、市民との協働による取り組みを検討していくことが必要となっています。

一方、宮古圏域では県営広域公園が整備されていないため、今後は、スポーツ施設と防災拠点施設としての機能を兼ね備えた県営広域公園の整備が求められています。

※ 公園内訳・・・都市公園等23箇所、港湾公園3箇所、農村公園等59箇所

- ④ 近年、本市においては、都市化に伴い経済性のみを追求した建築行為や周辺との調和に欠けた開発行為が目立ちはじめ、自然景観や地域の特性が損なわれることが懸念されています。こうした状況を背景に本市は、景観に関する一定のルールを定めた「宮古島市景観計画」を策定するとともに、景観法の施行に必要な事項などを定めた「宮古島市景観条例」を制定しており、今後は、「景観計画」と「景観条例」の周知徹底を図り、美しい景観を保全する取り組みを推進する必要があります。

- ⑤ 「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地の経営（建築）については、墓地の持続的な管理及び健全な経営を確保するため、原則として市町村等の公共団体が行うことになっています。しかし、沖縄県内においては個人で墓地を所有する習慣が根強く、その地域特性を配慮して個人墓地を認めてきました。

本市においても、個人墓地が市街地周辺や畑地及び宅地等の個人有地などに点在し、その多くが無許可経営であると思われ、現行制度との整合性の問題、公衆衛生、環境保全及び景観上の問題が生じており、また、都市計画や土地利用の観点からも支障が生じています。このような状況を改善するため、今後は、墓地の集約化及び墓地禁止区域の設定などに関する基本的なルールと公営墓地の設置に関する方向性をとりまとめた「墓地基本計画」の策定と「墓地条例」制定、並びに公営墓地の整備が急務であります。

施 策 の  
基本方針 1

社会状況や市民の住宅ニーズを把握し、快適な住環境を整えます。

施策の推進

- ① 公営住宅の活用を計画的に推進し、既存公営住宅の適正な管理・再生に努めます。

施 策 の  
基本方針 2

計画的なまちづくりを進め、より快適な居住空間を形成します。

施策の推進

- ① 公共交通機関、建築物、道路、公共施設などを一体的にバリアフリー化する取り組みを進めます。
- ② 無秩序な市街化を抑制し、良好な市街地を形成します。

施 策 の  
基本方針 3

身近な憩いの場である公園の効率的な維持管理を推進するとともに県営広域公園の早期整備を促進します。

施策の推進

- ① 市民との協働による、公園施設の効率的な維持管理を図ります。
- ② スポーツ施設と防災拠点施設としての機能を兼ね備えた県営広域公園の整備に向け取り組みます。

施 策 の  
基本方針 4

島の美しい景観を保全する取り組みを推進し、良好な景観形成に努めます。

施策の推進

- ① 「宮古島市景観計画」及び「宮古島市景観条例」の周知徹底と遵守を図

ります。

- ② 景観計画に定められた届出行為の適合を判断するための指針として「景観形成ガイドライン」を策定し、良好な景観形成を図ります。
- ③ 市民及び事業者と連携し、美しい景観を保全する取り組みを展開します。
- ④ 街並みの良好な景観を形成するため、電線類の地中化を推進します。

施策の  
基本方針

5

墓地の適正な管理と集約化を図ります。

施策の推進

- ① 墓地の適正な管理を図るため、「墓地基本計画」の策定と「墓地条例」の制定に取り組みます。
- ② 墓地の集約化を図るため、公営墓地の整備を進めます。



【市街地の風景】

## 快適な居住環境の形成

### <2 上・下水道>

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
有収率の向上	86.26%	90.35%
公共下水道の普及率の向上（整備面積）	34.7%	42.0%
農漁村集落排水への接続戸数の増加	1,153 戸	1,200 戸

#### 現状と課題

- ① 本市の水道事業は市全域におよび、給水面積は 204km<sup>2</sup> で、水道普及率も 99.9%となっています。

水源は全て地下水で賄われており、島全体が琉球石灰岩で覆われているため、地下水の硬度が高く、現在は3カ所の浄水場（袖山浄水場、加治道上水道、伊良部浄水場）で硬度低減化処理や膜処理を行い、水質改善を図っています。

今後とも、市民に対し、安全で良質な水を安定的に供給するため、計画的な水質検査の実施や水道施設の整備及び漏水対策に努める必要があります。

- ② 本市では、公共下水道事業や農漁業集落排水事業を導入し、下水道事業への加入促進や合併処理浄化槽の設置を促していますが、依然として加入率が低く、また、合併処理浄化層の設置率も低いため、その対策が求められています。

生活雑排水がそのまま地下に流れ込んでいくと、地下水汚染につながるほか、沿岸域に流出すると公共水域（海域）の汚染にもつながることから、今後は、下水道事業への加入率向上に向けた取り組みをより強化するとともに、下水道事業の普及拡大と併せて、下水道事業の計画区域外の地区においては、合併処理浄化層の設置についても普及促進を図り、地域の実情に応じた生活排水対策を実施していく必要があります。

施策の  
基本方針 1

将来にわたり、安全で良質な水の安定供給に努めます。

施策の推進

- ① 安全で良質な水を安定供給するため、水道施設の定期的な更新と水質検査を継続的に実施します。
- ② 漏水対策を強化し、有収率<sup>※1</sup>の向上を図ります。
- ③ 地下水保全条例及び地下水利用基本計画に基づき、水道水源保全地域の管理徹底に努めます。
- ④ 災害に強く、危機管理に即応出来るよう水道施設を整備し水道事業の安定した経営に努めます。

※1 有収率……「配水量」(浄水場から送水された水量)に対する「有収水量」(料金徴収の対象となった水量)の割合。平成22年度：86.3%



【宮古水まつり】

施策の  
基本方針 2

地域の実情に応じた生活排水対策を実施するとともに、下水道事業の普及・拡大・加入率の向上に努めます。

施策の推進

- ① 下水道・集落排水への加入促進に向け、普及啓発活動を強化します。
- ② 計画的な下水道事業の実施や施設の適正な維持管理を図ります。
- ③ 下水道の区域外の地区において、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。
- ④ 各家庭の早期水洗化に努めます。

## 第2節

# 快適な居住環境の形成

## <3 ごみ処理>

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
新ごみ処理施設の建設	未着工	完成

### 現状と課題

- ① 本市のごみ処理施設は老朽化が著しく、処理能力が低下しており、加えてごみの搬入量が増加するなど、焼却炉への負担も大きく、設備等の故障も多くなっており、維持管理に要する経費も年々増加しています。

また、本市では、市民や事業者によるごみの不法投棄や海岸線への漂着物が多く、ごみ処理問題は重要な課題であり、再資源化を含めたごみの減量化及び適正なごみ処理体制の構築が必要となっています。

現在は、新ごみ処理施設の建設を進めており、今後は、環境に配慮した適正なごみ処理体制を構築するため、ごみ処理施設の早期完成に向け、取り組む必要があります。

### 施策の 基本方針

1

衛生的な環境づくりに向けて、ごみの減量化と環境に配慮した適正なごみ処理体制を構築します。

### 施策の推進

- ① ごみの戸別収集を推進し、収集方法の効率化・統合を図ります。
- ② 環境に優しい新ごみ処理施設の早期完成に向け、取り組みます。
- ③ ごみの再資源化と減量化に取り組みます。

## 第5章

快適な暮らしを支える  
生活基盤の整った島

## 第3節

## 災害に強い島づくりの推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
地域住民による自主防災組織の結成	0 団体	10 団体

## 現状と課題

- ① 本市を含む宮古圏域は、かねてから台風銀座と呼ばれ、過去幾度かの大型台風に見舞われ、甚大な被害を被ってきました。近年では、平成 15 年に来襲した台風 14 号は、最大瞬間風速 74.1m/s を記録し、死傷者 97 名（うち死者 1 名）、住宅全半壊 104 棟（うち全壊 18 棟）、被害総額 133 億 4 千 7 百万円にのぼるなど、人的・物的ともに甚大な災害となりました。また、電柱 882 本の倒壊によって、最大で宮古島管轄の約 98% に当たる 21,400 世帯が停電し、電話も寸断され、約 2 週間以上にわたり市民生活に影響を与えました。

このような災害時における災害対策の拠点は市役所であるため、市役所が被災することを想定し、戸籍・住民データ等行政情報の保護には万全の体制をとっていくことが必要です。

また、台風はもとより、地震・津波・火災等の災害に際して、全ての市民の生命、身体及び財産の保護が図れるよう、防災マップ等の作成を含めた地域防災計画を総合的に見直すとともに、災害時における市民・観光客等の避難誘導など、行政、防災関係機関、市民、事業所などの各団体等が一体となった協力体制を構築し、防災意識の高揚を図りながら、緊急避難施設を早急に整備し、災害時に備えた防災体制を強化する必要があります。

さらに、災害時の交通機能の確保に向けて、電線類の地中化を促進するとともに、大規模地震等の被災時における、緊急支援物資の搬入や復興活動に必要な物資の確保を図るため、港における耐震強化岸壁を整備し、港の耐震化を図る必要があります。

## 第5章

 快適な暮らしを支える  
生活基盤の整った島

## 施策の 基本方針

1

「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、地域住民が主体的に防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、災害時における市民の生命、身体及び財産が保護できるよう、災害時に備えた防災体制を強化します。

### 施策の推進

- ① 災害時における住民の安全を確保するため、緊急避難施設を早急に整備します。
- ② 地域住民による自主防災組織の整備を図り、その育成・強化と防災訓練の充実に努めます。
- ③ 大規模災害に備えて住民データ等、行政情報の保護に努めます。
- ④ 災害時におけるライフライン確保のため、電線類の地中化促進及び避難経路の確保を図ります。
- ⑤ 建物の耐震安全性の強化、市全体の不燃化を進めるため、改正建築基準法の遵守に向け、住民の意識の高揚を図ります。
- ⑥ 災害時要援護者を支援するための体制づくりに努めます。
- ⑦ 災害時に情報を迅速に伝えるため、防災情報システムなどの整備を図ります。
- ⑧ 大規模地震被災時に対応するため、港の耐震強化岸壁化等の整備を行い、緊急支援物資や復興に必要な物資の確保を図ります。

## 第5章

快適な暮らしを支える  
生活基盤の整った島



【海拔表示標識】



【電線類が地中化された道路】

第4節

安全で安心できる島づくりの推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
犯罪のない島づくり・刑法犯の減少 (年間)	450 件	340 件
交通死亡事故の減少(年間)	2 件	0 件
水難事故の減少(年間)	5 件	0 件

現状と課題

- ① 本市における犯罪は、窃盗犯が突出して多く、その中でも空き巣や自転車盗、車上狙いなどが目立っており、無施錠であるものが狙われるケースが多いことから、今後は施錠徹底の注意喚起を促し、犯罪の未然防止に努める必要があります。
- ② 本市における交通事故は、平成 18 年には 123 件、死者 2 人、負傷者 169 人となっており、平成 22 年においては 124 件、死者 2 人、負傷者 144 人と負傷者数は減少しているものの、事故件数及び死亡者数はほぼ横ばいの状況であるため、今後は、交通事故を減少させる取り組みが求められています。また、飲酒運転による検挙者も後を絶たず、飲酒運転撲滅に向けた取り組みをより強化することが必要となっています。  
さらに、不注意などによる交通事故を防ぐため、今後とも関係機関と連携し、「交通事故ゼロ」に向けた活動を継続的に実施していく必要があります。

●交通事故発生状況の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
発生件数	123	139	138	135	124
死者数	2	3	5	2	2
負傷者数	169	162	171	167	144

【出典：沖縄県警察交通白書】

③ 水難事故の防止に向けては、水難事故防止協議会において積極的な啓発活動を行っていますが、海洋性レクリエーションの機会が増えたことにより、水難事故は多発する傾向にあります。そのため、市民や観光客に対し、危険な場所での遊泳や悪天候時での活動などを控えるよう呼びかけを行い、水難事故の未然防止に努めることが必要です。また、水難事故発生時の対応に万全を期すため、市民に広く救急救命法を普及することなども必要です。

④ 近年、高齢化社会の進展による救急需要の増加や観光客数の増加に伴う各種事故が多発しており、それらの事案に適切に対処するため、消防組織の強化がますます重要となっています。

今後は、火災、各種事故、災害などへの対応を迅速かつ的確に実施するために必要な各種訓練や緊急車両等の消防設備を充実させ、市民の安全と安心を確保する必要があります。

⑤ 本市では、野犬や放し飼い犬による、家畜等の被害及び人への咬傷事故が毎年発生しており、市民や観光客が危険を感じることも多いと思われます。

そのため、野犬及び放し飼い犬の捕獲を行うとともに、飼い主に対して、義務である犬の登録と狂犬病予防注射の実施、また、犬の適正飼養について啓発・指導を徹底する必要があります。

施策の  
基本方針

1

身近な犯罪を防止するため、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、交通事故の防止や飲酒運転撲滅に向けた取り組みを強化するとともに、水難事故の未然防止に努めます。

施策の推進

- ① 地域の防犯団体の連携強化を図り、地域安全ボランティア活動を推進し、犯罪防止に努めます。
- ② 車や自転車の施錠についての注意喚起を徹底し、犯罪の未然防止に努めます。
- ③ 有害図書や薬物などを排除し、学校、家庭及び地域が一体となり夜間パトロールや一声運動など青少年健全育成に努めます。
- ④ 市民生活の安全性を確保するため、防犯設備の設置を推進します。

- ⑤ 道路反射鏡、防護柵など交通安全施設等の整備を図ります。
- ⑥ 飲酒運転撲滅に向けた取り組みを強化します。
- ⑦ 子どもや高齢者に見合った交通安全教育を実施します。
- ⑧ 交通ルールの遵守に向けた交通安全運動を推進します。
- ⑨ 交通事故相談の窓口紹介や、交通遺児に対する支援活動を行い交通事故被害者救済の充実を図ります。
- ⑩ 水難事故防止に係る指導及び調査・訓練を実施すると共に救急体制・緊急連絡体制の充実を図ります。
- ⑪ 海浜等水難危険箇所の調査を行い、立て看板を設置し周知徹底を図るとともに、パトロールを実施し事故防止に努めます。
- ⑫ チラシ配布や広報誌などにより、水難事故防止思想の普及高揚を図ります。

**施策の  
基本方針** **2**

火災、各種事故・災害などへ迅速かつ的確に対処するため、消防組織の強化と設備の充実を図ります。

- ① 火災・各種事故・災害などへ迅速かつ的確に対処するため、消火訓練や救助訓練の充実を図ります。
- ② 各関係機関と連携し、災害時の対応に対する情報の共有化を図ります。
- ③ 緊急車輛や救助資器材など、消防設備の充実を図ります。
- ④ 住宅用火災警報器設置の普及高揚を図る事により、火災の未然防止と被害の軽減を図ります。
- ⑤ 火災発生時に迅速な消火活動を実施するため、老朽化した消火栓等の改修や増設などを行い、消防水利の充実に努めます。

**施策の  
基本方針** **3**

野犬による家畜被害及び人的被害等を防止するとともに、犬の適正飼養の徹底に努めます。

- ① 野犬や放し飼い犬の捕獲を継続実施するとともに、飼い主のマナーに関する啓発を行います。
- ② 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底に努めます。

## 第5節

# 地域をつなぐ情報通信基盤の活用

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
ホームページの充実 (アクセス件数の増加)	247,140 件	360,000 件

### 現状と課題

- ① 情報通信技術（ICT）はインターネットの普及に伴い、情報の発信・受信だけでなく、商品の販売・購入や各種サービスの予約・提供などの経済活動にまで広がっています。また、情報化社会は今後さらに加速するものと予想されており、今後は、本市においても、全ての市民が情報化の恩恵を受けられるような体制づくりが必要です。

また、本市は市町村合併前の取り決めにより、分庁方式となっているため、一部の申請・届出などは特定の庁舎でのみ扱っており、市民から改善を求められています。そのため、市民の利便性の向上、行政事務の効率化に向けて、電子自治体の構築に向けた取り組みが必要です。



【窓口での届出/平良庁舎】

## 第5章

快適な暮らしを支える  
生活基盤の整った島

**施策の  
基本方針 1**

これまで整備された情報基盤を活用し、全ての市民が情報化の恩恵をうけることができる体制づくりに努めます。

**施策の推進**

- ① 保健・医療・福祉・教育分野におけるネットワークを強化するため、各種システムを導入し、情報が共有できる体制づくりを推進します。
- ② ホームページや行政チャンネルの拡充を図り、市民に対する情報提供の充実と生涯学習支援に努めます。
- ③ 市に対する申請・届出等の手続におけるオンライン化を進め、市民の利便性と効率的な電子市役所を推進します。
- ④ パソコンに慣れ親しみ、楽しく学習できるよう小中学校における情報化を推進し、児童・生徒や市民の情報化への関心を高め、情報リテラシー※1の向上に努めます。

※1 情報リテラシー・・・ 情報を使いこなす能力のこと。メディアなどから得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して加工したりして、結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合。

- ⑤ 市に対する申請・届出等の手続におけるオンライン化を進め、市民の利便性と効率的な電子自治体を推進します。

## 第6節

# 定住化対策の推進

施策効果をはかる項目	基準値 平成 22 年度(2010 年)	目標値 平成 28 年度(2016)
地域活性化及び地域づくり推進計画 (仮称)の策定	未策定	策定

### 現状と課題

本市の人口は、昭和 30 年の約 72,000 人をピークに減少し続け、平成 17 年国勢調査では約 53,493 人、平成 22 年国勢調査人口は 52,039 人となっており、今後も人口減少は続くと予測されています。さらにリーマンショックによる景気の低迷、雇用環境の悪化などにより、本市の各地区では、若年層の人口流出、少子高齢化・過疎化が進展しており、地域活力の低下が懸念されています。

こうした中、本市の各地区における定住化対策は重要であり、とりわけ若年層にとって住みよい環境を整備することが課題となっています。

定住化対策は、交通、産業振興、生活環境、教育・文化、医療・福祉等の多岐にわたる分野での条件整備が前提となるため、今後は定住化に向けた推進体制を強化することが必要です。また、地域における相互扶助精神の再構築など、定住化を進めるうえでは、ソフト面での取り組みも重要であり、今後は、人と人との繋がりに重点を置いた取り組みを推進する必要があります。

### 施策の 基本方針

1

過疎化・高齢化が進んでいる地区を中心にそれぞれの現状に合った支援策(施策)を展開し、地域への定住化を促進します。

### 施策の推進

- ① 定住化を推進するため、交通、産業振興、生活環境、教育・文化、医療・福祉等の分野における条件整備を進めます。
- ② 定住化対策に向けた推進体制を強化し、定住化につながる効果的な取り組みを検討します。